

2015 年 12 月 28 日

株 主 各 位

東京都荒川区西日暮里二丁目 25 番 1-702 号
株式会社ダイナムジャパンホールディングス
取締役 兼 代表執行役 佐 藤 公 平

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2016 年 1 月 20 日（水曜日）午後 2 時
（受付開始は午後 1 時 30 分）
2. 場 所 東京都荒川区西日暮里二丁目 27 番 5 号
株式会社ダイナム本部ビル
3. 目的事項
決議事項
議 案 自己株式取得の包括授權の件
4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 株主様ご本人が株主総会に出席される場合
 - ・会場受付にて株主様ご本人であることの確認をさせていただきます。株主様ご本人であることの確認は、事前に登録された株主様ご本人の署名を照合させていただきます方法で行いますが、念のため、パスポートまたは運転免許証その他の本人確認ができる書面もご持参ください。
- (2) 株主様ご本人が出席されずに、代理人様が出席される場合
 - ・当社から送付した「委任状」用紙に所定の記載をされるとともに、株主様ご本人が署名してください。株主様ご本人の署名であるかどうかについては、事前に登録された株主様ご本人の署名と照合させていただきます方法で行いますので、必ず株主様ご本人が事前に登録された署名を行ってください。
 - ・「委任状」は、代理人様が株主総会当日、所定の記載がされ、株主様ご本人

が署名されたものを会場受付にご持参ください。

- ・会場受付にて出席される代理人様ご本人であることの確認をさせていただきます。パスポートまたは運転免許証その他の「委任状」用紙に記載された代理人様ご本人であることの確認ができる書面をご持参ください。

(3) 株主様ご本人が出席されずに、株主総会の議長を代理人として選任される場合

- ・当社から送付した「委任状」用紙に所定の記載（代理人の住所または主たる事務所および氏名または名称の欄は記入しないでください。）をされるとともに、株主様ご本人が署名してください。株主様ご本人の署名であるかどうかについては、事前に登録された株主様ご本人の署名と照合させていただく方法で行いますので、必ず株主様ご本人が事前に登録された署名を行ってください。
- ・代理人の住所または主たる事務所および氏名または名称を除く所定の記載がされ、株主様ご本人が署名された「委任状」を、株主総会開催の日時までには同開催場所に到達するよう郵送いただくか、または株主総会開催の 48 時間前までに当社の株主名簿を管理する Computershare Hong Kong Investors Services Limited（所在地：17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong）に提出してください。

5. その他の注意事項

- (1) この招集通知に記載された株主総会の決議事項は投票による決議に付されます。
- (2) 2015 年 12 月 21 日における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、株主総会において権利を行使することができる株主とします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の 3 日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。
- (4) 香港の中央清算決済システム（CCASS）に預託され、香港中央結算有限公司（HKSCC）の子会社である HKSCC Nominees Limited 名義で登録された当社株式に関する受益者（CCASS 受益者）は、日本法のもとで当社株主とは認識されません。CCASS 受益者の権利は、HKSCC Nominees Limited と CCASS 受益者との間の取り決めおよび CCASS の一般的な運営規則にしたがって行使されます。

以 上

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dyjh.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議 案 自己株式取得の包括授権の件（普通決議事項）

日本および香港の適用法令ならびに香港証券取引所（以下「証券取引所」といいます。）上場規則を遵守することを条件として、証券取引所が開設する市場において自己株式を取得するための会社の全ての権限行使を、以下に定義される関連期間内において、取締役会に対して包括的かつ無条件に授権する。ただし、当該授権によって取得することが可能な自己株式の総数は、本決議日現在での発行済株式総数の10%を超えないものとする。

また、当該授権は、関連期間において効力を有するものとする。

関連期間とは、本決議の日から以下の中で最も早い時までの期間とする。

1. 本議案可決後の次回定時株主総会の閉会時。ただし、当該株主総会において、授権が無条件または条件付で更新される旨の普通決議が可決された場合を除きます。
2. 本議案で定めた権限を否決または修正する内容の普通決議が株主総会において可決された時。

注記：

- （1）議案に関し、同封の「書類A」を付した説明書類には、証券取引所における自己株式の取得に関する上場規則の重要規定の概要を記載しておりますので、御確認下さい。
- （2）同封の「書類A」、「書類B」および「書類C」を付した説明書類の原本は英語で作成されています。同封の当該説明書類の日本語訳は参考訳に過ぎず、英語版と日本語訳の間に齟齬がある場合には、英語版が優先します。

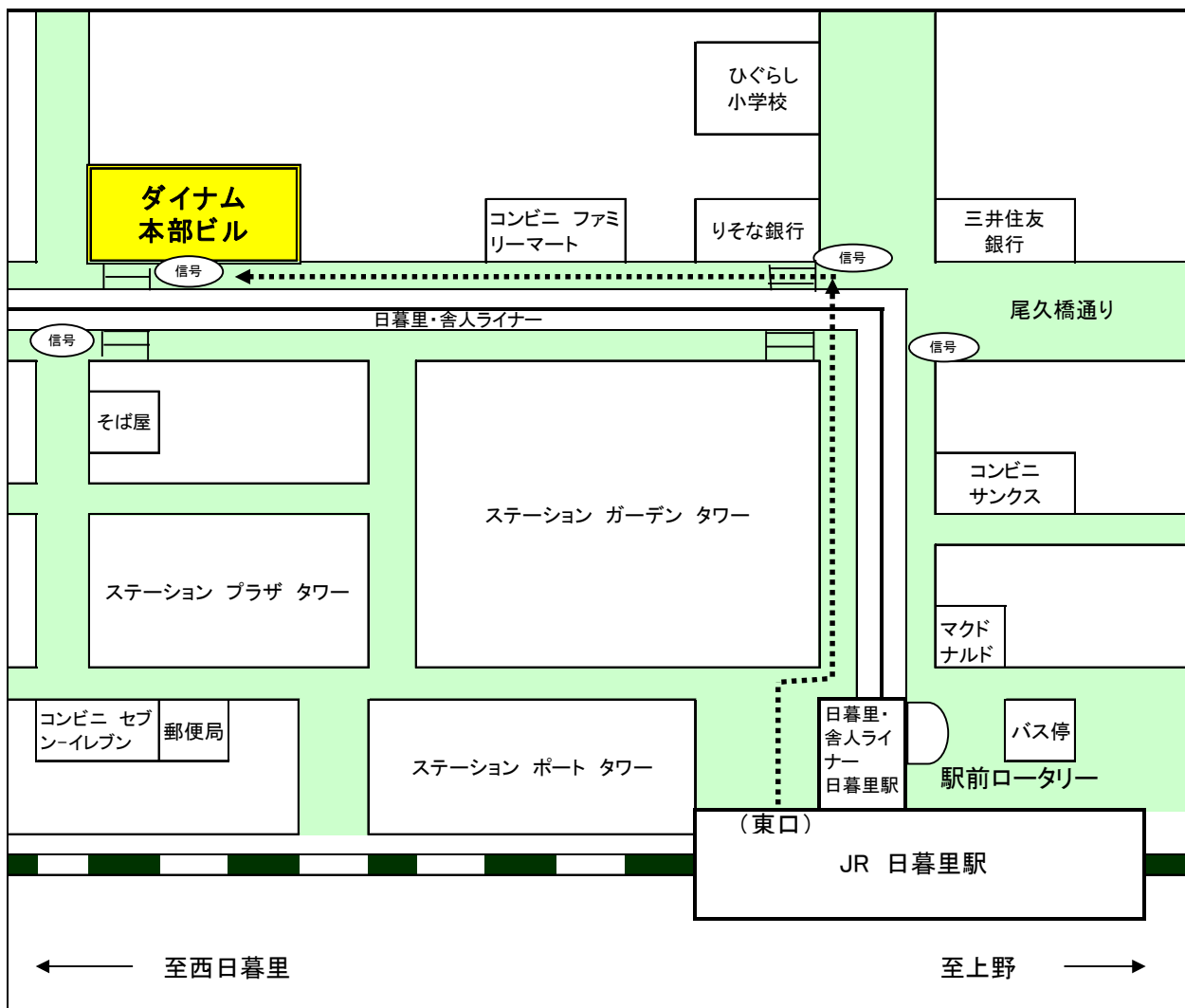
以 上

臨時株主総会会場ご案内図

会場 東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
株式会社ダイナム本部ビル

電話 03-5850-3660

交通 JR 山手線・京浜東北線・常磐線「日暮里駅」



説明書

本書は、株式会社ダイナムジャパンホールディングス（以下「当社」といいます）の株主（以下「当社株主」といいます）全てに提供される説明書です。本書は、2016年1月20日開催予定の当社臨時株主総会（以下「臨時総会」といいます）で当社株主が可決する予定の当社株式（以下「株式」といいます）買戻しの包括的授權（以下「買戻し授權」といいます）を当社の取締役会（以下「取締役会」といいます）に対して付与する普通決議案に関する説明書です。

本書は、当社による自己株式取得に関して香港証券取引所（以下「香港証取」といいます）での証券上場適用規則（以下「上場規則」といいます）の規則 10.06(1)(b)にしたがって当社株主全員に提供することが求められている情報を含んでいます。

- (1) 当社による自己株式取得は、包括的授權または取締役会に対する個別的な承認のいずれかの方法で、当社の株主総会の普通決議で事前に承認されなければなりません。
- (2) 本書作成日において、781,655,696株の当社の普通株式が発行済みかつ払込済みです。本書作成日から臨時総会開催日までに発行済みかつ払込済みの当社株式数に変更がないこと、上述の普通決議案が可決されることを前提として、買戻し授權が完全に行使されると、(i)当社の次の定時株主総会の終結、または、(ii)当社の株主総会での普通決議による買戻し授權の取消し、変更または更新、のいずれかの到来時までの期間内に、78,165,569株までの普通株式を当社が買戻す結果となります。

上場規則上、自己株式取得が提案されている株式は完全に払込まれていなければなりません。当社が買戻し授權を受ける株式総数は、臨時株主総会開催日の発行済株式総数の10%を超過してはなりません。当社は、株式の買戻し直後の30日の期間は、香港証取におけるかどうかを問わず、（当該買戻し以前に発行済みだった、当社による株式の発行を義務付けるワラント債、新株予約権または類似の証書の行使にしたがった株式の発行を除き）香港証取の事前の承認なくして、新株式の発行もその公表もすることができません。さらに、当社は、香港証取で株式が取引されている過去5取引日の終値の平均より5%以上高い価格で自己株式取得をしてはなりません。また、上場規則の規則 8.08(1)(b)に基づき香港証取が裁量を行行使する場合があるものの、自己株式取得により市場で流通する当社の上場株式の数が、所定割合（上場時に香港証取が決定）ー現在約20.9%ーを下回る場合には、当社が市場で自己株式取得をすることは禁止されています。

上場規則はさらに、当社が現金以外の対価で、または、香港証取の取引ルールに従わない決済によって、香港市場で自己株式取得をすることを禁止しています。

当社は、自己株式取得の執行のために選任したブローカーが当社に代わって執行した自己株式取得に関する情報で香港証取が要求する情報を香港証取に開示しなければなりません。

- (3) 取締役会は、自己株式取得を可能にする包括権限を得ることが当社および当社株主の最大の利益に適うと考えております。自己株式取得が行われるのは、それが当社および当社株主の利益になると取締役会が考えたときだけです。かかる自己株式取得は、市場の状況および資金調達の取決め次第では、一株あたりの当社の純資産、資産または利益を増加させることがあります。取締役会は、本書作成日時点で、当社株式が当社の潜在的価値を大きく下回るレベルで取引されていると考えております。取締役会

は当社の資金を積極的に活用することに力を注いでおり、自己株式取得計画により当社株主に利益がもたらされると考えております。取締役会は、当社の財務状況が強固であることから、自己株式取得計画を自己資金で実施しつつ、なおかつ当社経営の継続的な成長のための十分な財源を保つことができると考えております。

- (4) 自己株式取得の際に、当社は当社の定款（以下「定款」といいます。）および日本の適用法令に従って法的に利用可能な資金のみを用いることができます。自己株式取得は、法的に許容される当社の資金を使って行われます。
- (5) 取締役会は、適切と考える当社の運転資本または他人資本使用比率に重大な悪影響を及ぼすことになる場合には、買戻し授權の行使を提案しません。しかし、買戻し授權が完全に行使された場合には、（2015年12月24日に開示された2016年3月期の当社半期報告書で開示されたものと比較して）当社の運転資本または他人資本使用比率に重大な悪影響が生じる余地があります。
- (6) 取締役も、また、合理的な調査をして知り得る限り、それぞれの密接関連者（close associates）（上場規則に定義する）も、買戻し授權が当社株主により承認されても、当社またはその子会社に当社株式を売却する意図を現在有しておりません。
- (7) 取締役会は、上場規則、日本の適用法令および定款に従って買戻し授權を行使することを香港証取に対して保証しました。
- (8) 買戻し授權にしたがった自己株式取得の結果当社株主の議決権保有比率が増えると、それは香港の企業買収コード（以下「買収コード」といいます）の解釈上、買収と取り扱われます。したがって、当社株主または共同して行為する当社株主のグループ（買収コードで定める意味）は、自己株式取得による当社株主の持分の増加のレベルに応じて、当社の支配の取得または統合が可能となり、買収コードの規則26にしたがって強制公開買付の義務を負う可能性があります。

本書作成日現在、当社が認識する限り、取締役会が買戻し授權を全て行使して証券先物条例第336条にしたがって当社が保持しなければならない名簿に記録されている者/法人の合計持分が増加しても、買収コードの規則26の強制公開買付を行う義務を生じさせず、かつ、浮動株比率を20.9%未満に減少させません。

- (9) 当社は設立以降、自己株式取得をしたことはありません。
- (10) 上場規則は、香港証取で当社が悪意で中核関連者（core connected person）（上場規則で定義する）—即ち、当社もしくはその子会社の取締役、代表執行役もしくは大株主またはそれぞれの密接関連者（上場規則で定義する）—から自己株式取得をすることを禁止しています。また密接関連者（上場規則で定義する）は、当社株式を市場で当社とわかって売却してはなりません。

当社の密接関連者（上場規則に定義する）の中で、買戻し授權が行使された場合に当社に対して当社株式を売却する意図を現在有していること、あるいは、かかる売却をしない約束をしたことを当社に知らせた者はおりません。

- (11) 当社株式が香港証取で取引された過去12か月間における各月での株価の最高値および最安値は以下のとおりとなっています。

	株価	
	最高値 香港ドル	最低値 香港ドル
2014		
12 月	17.70	14.04
2015		
1 月	16.42	14.52
2 月	16.00	15.04
3 月	15.86	14.46
4 月	17.26	15.00
5 月	17.22	14.48
6 月	15.18	11.30
7 月	13.52	9.42
8 月	12.20	9.20
9 月	10.20	9.20
10 月	10.60	9.40
11 月	10.08	9.03
12 月 (2015 年 12 月 18 日 [#] まで)	9.65	8.32

[#] 本招集通知の印刷前に直近で株価を確認できた最終日

通則

上場規則は、全ての買戻された株式（香港証取で行われたかどうかを問わない）の上場が買戻しと同時に自動的に失効し、買戻された株式の株券も買戻しの決済後合理的に可能な限り速やかに失効・破棄しなければならない、と定めています。定款上、当社は、上場規則で義務付けられる場合には、遅滞なく取締役会決議または取締役会の授権を受けた執行役の決定に基づき、取得した自己株式を失効させなければなりません。よって、上場規則の規則 10.06(5)にしたがい、全ての買戻された（香港証取で行われたかどうかを問わない）株式の上場は不当な遅延なく失効し、当該株券は失効・破棄されます。当社の発行済み株式資本もまたそれに応じて減少しなければなりません。

上場規則では、当社が内部情報を保有する間はそれが公表されるまで、香港証取で自己株式取得を行ってはならないと定めています。とくに、(i) 当社の通期、半期、四半期その他の暫定期間の業績の承認のための取締役会の日（上場規則にしたがい香港証取にまず通知されます）、または、(ii) 当社の上場規則上の通期もしくは半期の業績または四半期その他の暫定期間の業績（上場規則で求められるかどうかを問わない）の公表期限のうち、早期に到来する方の一ヶ月前から業績公表日までの期間、当社は、状況が異例の場合を除き、香港証取で自己株式取得をすることができません。さらに、香港証取は、当社が上場規則に違反した場合には、当社が香港証取で自己株式取得をすることを禁止することができます。

上場規則上、自己株式取得（香港証取で行われるかどうかを問わない）に係る所定情報を、自己株式取得をした日の翌営業日の前場またはプレオープニング・セッションの開始の何れかのうち早期に到来する方の少なくとも 30 分前までに、電子情報公表システム（HKEx-EPS）（上場規則に定義する）を通じ、香港証取での公表のために提出しなければなりません。さらに、自己株式取得をした（香港証券取引所で行われたかどうかを問わない）各月の株式の数、一株あたりの買戻し価格または自己株式取得に関して当社が支払った最大および最小価格、および、自己株式取得の支払総額など、対象年度に行われた自己株式取得に関する詳細を、年次報告書および財務諸表中に記載しなければなりません。取締役会の報告書において、当該年度に行われた自己株式取得とその理由について言及することも必要です。

株式会社ダイナムジャパンホールディングス
(DYNAM JAPAN HOLDINGS Co., Ltd. *)

日付：2015年12月28日

ファックス(2248 6911)のみで

香港、セントラル、

ハーバー・ビュー街1

ワン・インターナショナル・ファイナンス・センター11 階

香港証券取引所

上場部

宛先：フランク・ワン (Frank Wong) 氏/レックス・マン (Rex Man) 氏/スタン・ジュー (Stan Sze) 氏

各位

当社：株式会社ダイナムジャパンホールディングス(証券コード:06889) (以下「当社」といいます)

件名：買戻し授権の付与 — 上場規則の規則 10.06(1)(b)に従った確認

2015年12月28日頃に送付される当社の招集通知に記載する、当社の自社株買いについての包括的授権(以下「**買戻し授権**」といいます)の付与に関する普通決議案と買戻し授権についての説明書(以下「**説明書**」といいます)をご参照ください。

香港証券取引所(以下「**香港証取**」といいます)での証券の上場に適用される規則(以下「**上場規則**」といいます。)の規則 10.06(5)は、買戻した全ての株式(香港証取で行われるかどうかを問わない)の上場が買戻しと同時に自動的に失効し、当該買戻しに関する決済後実務上合理的に可能な限り速やかに、買戻されたかかる株式の株券を失効・破棄しなければならないと定めています。当社の定款では、上場規則で定める場合には、取締役会決議または当社の取締役会の授権に基づく執行役の決定に基づき取得した全ての自己株式を遅滞なく失効させなければなりませんと定めています。よって、上場規則の規則 10.06(5)を遵守すべく、買戻した(香港証券取引所で行われるかどうかを問わない)全ての株式の上場は不当な遅延なく失効し、その株券は失効・破棄されます。当社の発行済み株式資本はそれにより減少します。

上場規則の規則 10.06(1)(b)にしたがい、当職らは、当職らの知り得る限り、説明書は上場規則の規則 10.06(1)(b)で要求される全ての情報を含んでおり、本書で開示されているものを除いては、説明書も、買戻し授権に基づき予定する自社株買いも一般的ではない内容を有していないことを、本書をもって香港証取に対して確認いたします。

株式会社ダイナムジャパンホールディングス
を代理して

名前： 佐藤公平
役職： 取締役会議長

株式会社ダイナムジャパンホールディングス
(DYNAM JAPAN HOLDINGS Co., Ltd. *)

日付：2015年12月28日

ファックス(2248 6911)のみで

香港、セントラル、

ハーバー・ビュー街1

ワン・インターナショナル・ファイナンス・センター11 階

香港証券取引所

上場部

宛先：フランク・ワン (Frank Wong) 氏/レックス・マン (Rex Man) 氏/スタン・ジュー (Stan Sze) 氏

各位：

当社：株式会社ダイナムジャパンホールディングス(証券コード：06889) (以下「当社」といいます)

件名：買戻し授権の付与 — 上場規則の規則10.06(1)(b)(vi)に従った取締役の保証

2015年12月28日頃に送付される当社の招集通知に記載する、当社の自社株買いについての包括的授権(以下「**買戻し授権**」といいます)の付与に関する普通決議案をご参照ください。

香港証券取引所での証券の上場に適用される規則(以下「**上場規則**」といいます。)の規則10.06(1)(b)(vi)にしたがい、当社の取締役会(以下「**取締役会**」といいます)の取締役兼取締役会議長として下記に署名した当職は、当社の各取締役を代理して、買戻し授権に基づいて自社株買いを実施した場合に当社の定款、上場規則ならびに日本の適用法令を順守することを香港証券取引所に対して保証致します。

株式会社ダイナムジャパンホールディングス
の各取締役を代理して

名前： 佐藤公平

役職： 取締役会議長